

Q & A

Q1 重度心身障害者医療費助成制度はなくなるの？

助成の方法を窓口無料方式から自動還付方式に変更しますが、重度心身障害者医療費助成制度は継続します。助成の対象者や内容もこれまでと変わりません。

Q2 自動還付方式でも受診のたびに受給者証を提示するの？

これまでどおり、受診の都度、受給者証を提示していただきます。提示がない場合は、領収書を市町村の窓口で持参し還付手続きを行ってもらうことになります。

調剤薬局においても、受給資格者証を必ず提示してください。

Q3 いったん医療費を支払うことのほかにすることがあるの？

いったん医療費を支払ってもらうこと以外は変わることはありません。支払いをした医療費は、手続きをしなくても、およそ3か月後に受給者の口座に自動的に振り込まれます。

Q4 なぜ(平成26年)11月から変更するの？

重度心身障害者医療費助成金の受給資格者証は、毎年11月1日に更新することになっています。更新時期に合わせて助成方法を変更することで、受給者の皆さまの負担を減らすことができるためです。

お問い合わせ先

山梨県福祉保健部障害福祉課

TEL:055-223-1495 FAX:055-223-1464

住所:山梨県甲府市丸の内1-6-1

E-mail:shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

平成26年
11月から

重度心身障害者医療費の 助成方法が変わります！

窓口無料方式

自動還付方式

医療費無料は
変わりません



重度心身障害者医療費助成制度とは？

障害のある方の健康を守り、地域で安心して暮らしていただくため、医療費の自己負担分を全額助成する制度です。県内すべての市町村で実施しています。

● 対象者

身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
療育手帳Aをお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
国民年金障害等級1、2級に相当する方

● 助成内容 保険適用医療費の全自己負担額

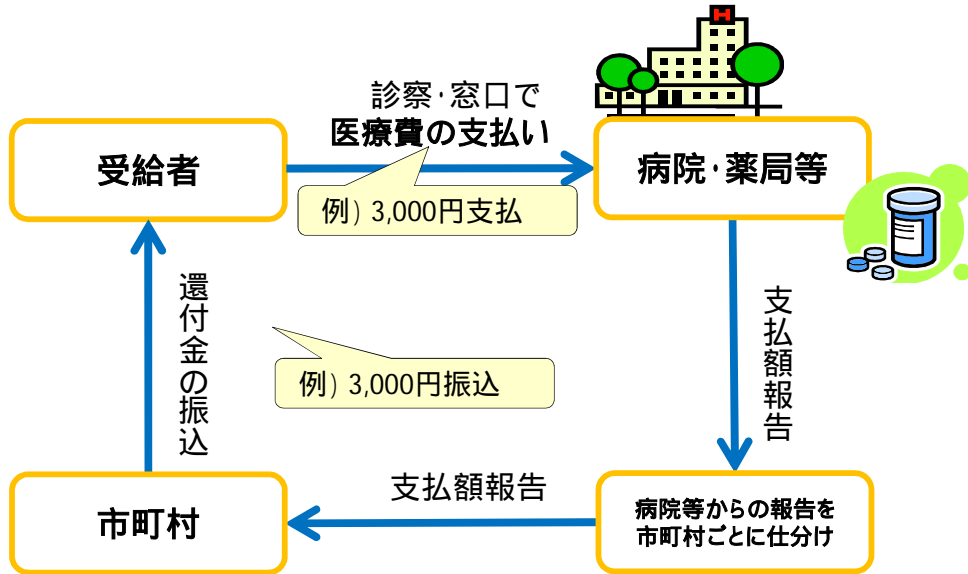
● 所得制限

20歳未満・・・特別児童扶養手当の所得制限を適用
(扶養0人の場合で保護者の所得4,596,000円)
20歳以上・・・特別障害者手当の所得制限を適用
(扶養0人の場合で本人の所得3,604,000円)

どう変わるの？

医療機関等の窓口でいったん医療費を支払っていただきますが、3か月程度で自動的に還付します

平成19年度以前の償還払い方式では、領収書を市町村の窓口を持参し還付申請をしていただきましたが、そのような手続きを行わなくても支払った医療費が自動的に口座に振込まれます。



いったんの支払いに不安があるときは？

医療費の支払いに必要な資金を事前にお貸しする制度を創設します

重度心身障害者医療費貸与制度

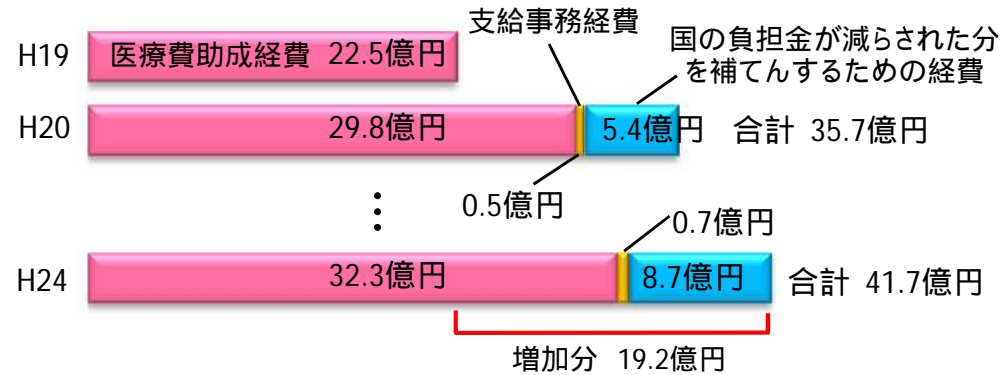
- 申請窓口：お住まいの市町村(障害福祉担当窓口)
- 貸与方法：1か月分の医療費を貸与(受付は随時)
- 貸与利子：無利子
- 貸与限度額：原則、高額療養費制度の自己負担限度額
- 連帯保証人：不要
- 所得制限：なし
- 償還方法：還付金を返済に充当

なぜ今見直しが必要なの？

窓口無料化をすることによる国の負担金の減額措置を解消するためです

平成20年度から窓口無料化を実施したところ、平成24年度には実施前と比べて県と市町村の経費が19億2千万円増加しました。そのうち、窓口無料化を実施することで国の負担金が減らされた分を補てんするための経費が8億7千万円と、増加した経費の45%を占めています。

この財源は、全て県民の皆さまの税金であり、使い方としては更なる工夫が必要です。



国の負担金の減額措置とは

国は窓口無料化を行うことで医療費が増加すると考え、窓口無料方式で医療費を助成する市町村に対し、国民健康保険の大きな財源である国庫負担金を減額しています。そのままでは、国民健康保険の財源が不足するので、県と市町村が減額された分を補填しています。

見直しの効果は？

医療の重要度が高い障害のある方のため、将来にわたり安定した持続可能な医療費助成事業とします

減額措置の補てんに充てていた経費を、障害者施策のより一層の充実に活用します